

○幸田町狭あい道路に係る後退用地等の確保に関する要綱

平成31年3月29日

要綱第22号

改正 令和3年第23号

令和4年第3号

(目的)

第1条 この要綱は、狭あい道路に係る後退用地及びすみ切り用地（以下「後退用地等」という。）を確保するのに必要な事項を定めることにより、狭あい道路の整備の促進を図り、もって町民の安全かつ良好な生活環境の実現に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭あい道路 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第2項の規定により指定された道路又は幅員4メートル未満の道路であって町長がこの要綱を適用する必要があると認めたものをいう。
- (2) 道路後退線 狭あい道路の中心線からの水平距離2メートルの線又は狭あい道路が崖地、水路、線路敷地その他これらに類するもの（以下この号において「崖地等」という。）に沿う場合においては、当該崖地等と狭あい道路の境界線から狭あい道路側に水平距離4メートルの線をいう。
- (3) 後退用地 狭あい道路の境界線と道路後退線との間にある土地をいう。
- (4) すみ切り用地 狭あい道路の道路後退線が他の道路の境界線（当該他の道路が狭あい道路である場合は、道路後退線）と交わる箇所の角地の交差角を挟む2辺を含む土地で次に掲げるものをいう。
 - ア 角地の交差点が60度以上120度以内の場合にあつては、当該交差角を挟む2辺の長さが等しくなる点を結ぶ直線が3メートルとなる線と当該2辺によって囲まれる三角形の範囲の土地
 - イ 角地の交差角が60度未満の場合にあつては、町長が一般の交通の見通しを確保するために必要と認める範囲の土地
- (5) 建築物等 法第2条第1号に規定する建築物又はこれに付随する擁壁をいう。
- (6) 工作物等 建築物等以外の工作物又は樹木をいう。
- (7) 所有権者等 狭あい道路に接する土地又は後退用地の所有権者、借地権者、抵当権者その他の当該土地について、使用収益又は処分の権限を有する者をいう。

(所有権者等の責務)

第3条 所有権者等は、後退用地において、建築物等の建設又は工作物等の設置を行ってはならないものとする。

2 所有権者等は、後退用地における歩行者及び車両の通行を妨げてはならないものとする。

(後退用地に関する協議)

第4条 狭あい道路に接する土地において次のいずれかに該当する行為を行おうとする場合、当該土地の所有権者等は、後退用地等の取扱いについて、町長と協議を行うものとする。

(1) 法第6条第1項又は第6条の2第1項(法第88条において準用する場合を含む。)

に規定する確認を受けるための書類の提出

(2) 後退用地等の利用の方法又は形態等を変更しようとする場合であって、法令による手続が必要なときは、その法令に基づく書類の提出

(3) 後退用地の町に対する寄附

2 前項の規定は、狭あい道路が次のいずれかに該当するときは、適用しない。

(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可を受けようとする開発行為に係る区域内に存在するとき。ただし、自己の業務又は居住の用に供する建築物の建築を目的とした開発許可を受けようとする場合を除く。

(2) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第3条の規定による土地区画整理事業の施行区域内に存在するとき。

(3) 前2号に掲げるときのほか、町長が協議を行う必要がないと認めるとき。

3 第1項の協議を行おうとする者は、狭あい道路後退協議申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添え、町長に申請するものとする。

(1) 道路現況図

(2) 道路後退計画図

(3) 案内図

(4) 公図の写し

(5) 土地登記簿謄本全部事項証明書の写し

(6) 現況写真

(7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

4 町長は、前項の規定による協議の申請があったときは、その内容の審査及び協議を行い、協議が完了したときは、狭あい道路後退協議済書(様式第2号)により協議を行った者に通知するものとする。

(後退用地等の寄附)

第5条 町長は、生活道路の整備促進又は災害時の避難路確保のため道路用地を確保する必要があると認めるときは、協議を行った後退用地等の寄附を受けることができる。

- 2 町長は、後退用地等が次のいずれかに該当するときは、その寄附を受けないものとする。
 - (1) 狭あい道路の管理を行うことが、地形上、著しく困難であるとき。
 - (2) 抵当権その他の権利が設定されている場合で、当該権利の解除が困難であるとき。
 - (3) 前2号に掲げるときのほか、町長が不相当と認めるとき。

3 後退用地等の寄附をしようとする者は、後退用地等寄附申込書（様式第3号）により町長に申し込まなければならない。

（補助金）

第6条 町長は、前条第3項の規定による寄附の申込みをした者（以下「寄附申込者」という。）に係る当該後退用地等の測量及び分筆登記に要する経費（以下「測量費等」という。）について、予算の範囲内において、補助金を交付することができる。

2 補助金の額は、測量費等と同額とする。ただし、一の協議に係る寄附において、後退用地の属する次の各号に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えることができない。

- (1) 市街化区域内 40万円
- (2) 市街化調整区域内 20万円

（奨励金）

第7条 町長は、寄附申込者がすみ切り用地を寄附するときは、奨励金を交付することができる。

2 奨励金の額は、幸田町土木事業実施要綱（昭和53年幸田町要綱第53号）第4条の規定の例により算定した額とする。ただし、100円未満の端数は、切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第8条 寄附申込者は、第6条第1項の補助金又は前条第1項の奨励金（以下「補助金等」という。）の交付を受けようとするときは、後退用地等寄附補助金等交付申請書（様式第4号）に測量費等に係る見積書を添え、町長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、一の協議に係る寄附につき、1回に限り行うことができるものとする。

（交付の決定及び通知）

第9条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、補助金等の交付の決定をするものとする。

2 町長は、前項の決定をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

3 町長は、第1項の決定をしたときは、後退用地等寄附補助金等交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(申請の変更及び取下げ)

第10条 前条の規定による通知を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、第8条第1項の規定による申請の内容を変更し、又は申請を取り下げるときは、後退用地等寄附補助金等変更承認申請書(様式第6号)を提出し、町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による承認をしたときは、後退用地等寄附補助金等変更承認通知書(様式第7号)により補助対象者に通知するものとする。

3 第1項の規定による申請の取下げがあった場合において、前項の承認があったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかったものとみなす。

(実績報告)

第11条 補助対象者は、当該補助に係る分筆登記が完了したときは、後退用地等寄附補助金等実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添え、町長に報告しなければならない。

- (1) 公図の写し
- (2) 地積測量図の写し
- (3) 土地登記簿謄本全部事項証明書の写し
- (4) 現況写真
- (5) 測量費等の請求書又は領収証の写し
- (6) 登記承諾書
- (7) 印鑑証明書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項の規定による報告の期限は、補助金等の交付の決定に係る年度の3月10日とする。

3 町長は、第1項の規定による報告を審査し、相当と認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、後退用地等寄附補助金等交付額確定通知書(様式第9号)により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 町長は、前条第3項の規定による通知を受けた者からの請求により、補助金等を交付するものとする。

2 前項の請求は、後退用地等寄附補助金等請求書(様式第10号)によるものとする。

(決定の取消し)

第13条 町長は、補助対象者が提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第14条 町長は、前条の場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金等が交

付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(寄附を受けた後退用地等の整備)

第15条 町長は、第5条第1項の規定による寄附に係る所有権移転登記が完了したときは、後退用地等を適正に管理するものとし、一定の連続した区間において後退用地等を確保した場合は、速やかに舗装等の整備を行うものとする。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(幸田町道路後退用地分筆費用補助金交付要綱の廃止)

2 幸田町道路後退用地分筆費用補助金交付要綱（平成15年幸田町要綱第20号）は、廃止する。

附 則（令和3年第23号）

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前のそれぞれの要綱に定める様式の利用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（令和4年第3号）

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の第6条第2項の規定は、この要綱の施行の日以後に申請される補助金について適用し、同日前に申請された補助金については、なお従前の例による。